

周産期専門医制度規定 周産期専門医資格認定試験実施規定改訂箇所

現行	改訂案
<p>第 9 条 症例要約については、以下のよう に定める。</p> <p>2. 記載する症例</p> <p>受験者が施設及び指導医の記録で証明され た研修期間中に認定施設で自ら診療に携わ った下記分野の 11 症例とする。なお、11 症 例は全て入院患者とする。</p> <p>症例 1. 超低出生体重児－1 症例 2. 超低出生体重児－2 症例 3. 極低出生体重児－1 症例 4. 極低出生体重児－2 症例 5. 中枢神経疾患 症例 6. 重症感染症 症例 7. 循環器疾患 症例 8. 新生児黄疸の管理 症例 9. 血液疾患と凝固異常 症例 10. 先天異常 症例 11. 小児外科疾患</p>	<p>第 9 条 症例要約については、以下のよう に定める。</p> <p>2. 記載する症例</p> <p>受験者が施設及び指導医の記録で証明され た研修期間中に認定施設で自ら診療に携わ った下記分野の 10 症例とする。なお、10 症 例は全て入院患者とする。</p> <p>症例 1. 超低出生体重児 症例 2. 超低出生体重児 症例 3. 超あるいは極低出生体重児 症例 4. 中枢神経疾患 症例 5. 重症感染症 症例 6. 循環器疾患 症例 7. 新生児黄疸の管理 症例 8. 血液疾患と凝固異常 症例 9. 先天異常 症例 10. 小児外科疾患</p>